

賛否など態度決定に至った理由・討論

令和6年9月定例会	
議案番号 議案名	認定第1号 令和5年度松戸市一般会計歳入歳出決算の認定について 認定第8号 令和5年度松戸市松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について 認定第11号 令和5年度松戸市病院事業決算の認定について
議員名・会派名等	市民力(山中啓之、湯浅文)
賛否態度	反対
賛否など態度決定に至った理由や討論	※市民力は、本会議および委員会での討論という本来の発言を最大限に活かすことこそが議員の責務と考えます。非公式の場に、議会で発言してもいない意見を掲載するというやり方は、議員自らが議会における議論を軽視する行為であるとの考えから、以下、本会議・委員会など公の場で討論した内容を掲載いたします。 ■認定第1号 一般会計歳入歳出決算の認定について おはようございます。市民力の山中啓之です。 認定第1号令和5年度松戸市一般会計歳入歳出決算の認定について、市民力（湯浅文、山中啓之）を代表して反対討論を致します。 本市の各種事業がしっかりと行われたかに焦点を当てて、持ち時間7分で挙げられるいくつかの事業を抜粋しながら指摘をさせていただきます。 まず、市役所に関する事業として、全庁業務量調査委託料（1,182万5千円）について、本会議質疑では各業務の工程単位の業務量、コア業務か否か、専門性の要否、定型・非定型等の整理を行った事を成果と述べていますが、成果物は公開されず庁内共有に留まるとの事でした。既存業務の改革を目的としているのですから、なるべく市民にも分かるように共有すべきと考えますが、元々見えにくい市役所の仕事が未だに不透明なままで、これでは改善後の外部からの検証にも堪えません。 また、庁舎機能課題検証業務委託料（2,651万円）については、執務室の望ましい面積や執務室以外の窓口、相談室、会議室、防災関連諸室などを含むレイアウト図の作成による可視化、市役所機能再編整備基本構想の計画上の基準面積約36,000㎡～37,000㎡が妥当と確認できた事などが成果とされますが、相模台の国有地購入が可

決され、今や、市民の事実上の最大の関心は市役所がどこに・どれくらいの規模で建つのか、であります。どうしても庁舎移転建て替えの懸念含みの議論をせざるを得なくなります。新拠点ゾーン南側に 20,000 m²の新庁舎を建てる動きが加速する中で、特別委員会での 37,000 m²と 20,000 m²の両論の設定が誤解を招くという指摘は尤もですし、オンライン化 75%を達成した上で来庁者 70%減少が本当にうまくいくのか、推計値が達成できない場合の検証はしなくてよいのか、必要面積を決めてから庁舎整備検討委員会を行うべきではなかったのか、課題検証との整合性を問う意見などが噴出しましたが、これらの懸念を共有しています。何を見据えた業務だったのか、今一度原点に立ち返るべきと考えます。

次。男女共同参画支援事業では、ゆうまつどフェスタで使用された資料の一部にあった『男を消せ』との記載が不適切だと委員会で指摘がありました。私はイベントに参加していませんが、特定の性を批判するような乱暴な物言いは、たとえそれが意図したものでなかったとしても参加者が不快に感じたのならば、まずは申し訳ないと一言述べてから主張を始めるのが基本的な姿勢であるべきと考えます。この指摘に対し、初めから正当化する担当者の答弁を聞いて正直、男女平等をどう理解しているのか不安になりました。しかも今回は、女性委員からの指摘です。もしこれが逆に男ではなく「女を消せ」だったら、大問題になっていたのではと危惧しています。そのような想像力をもつことが、真の共同参画の第一歩です。担当には猛省を求めたいところです。

次に、児童生徒活動支援事業、いじめ防止対策委員会委員報酬について。いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項において「児童等が相当の期間学校を欠席するとき」は(中略)「調査する」とあります。本市でいじめを理由に 30 日以上欠席している児童生徒数は小学校が 832 名、中学校が 912 名ですが、調査件数が僅か 1 件と、実態に即した運用がされているか甚だ疑問です。文科省の調査で令和 4 年度、全国の重大ないじめ事態は 923 件で、事前にいじめを認知できなかったものが 4 割となっています。これは、いじめと認知していないが、のちに重大ないじめに発展する可能性があるという事を意味しています。このことから本市の会議が定例会のみというのは、実効性に疑問を抱かざるを得ません。

土地区画整理事業関係業務、常磐線快速列車新松戸駅停車調査委託料(2,294 万 6,904 円)は、これまで既に 1 億円以上支出していますが成果物は一切オープンにされていません。今回、成果物が専門的なため、一般的なものにして議会に示したいとの答弁がありました。基本的に公開する姿勢があるのならば、少なくとも専門的であることを理由にそのままの成果物のデータを公開しない理由にはなりません。むしろ完全データと、そこから編集した資料の両方を公開すべきです。

市立松戸高校の学力向上支援業務は本来生徒が授業や塾でやるべき学力向上を税金で賄うという何とも手厚い事業ですが、受講者数も少なく、十分な効果が出たとは言えません。学力の前に、まず生徒の学習意欲の向上に力を入れては如何でしょうか。そもそも義務教育ではないのですから、あくまでオプション的な事業です。生徒の自主性がそれほどない所になぜそこまで公金を支出し続けるのか、正当性が乏しい事業であると考えます。

以上、総じて認めがたい点が多々あり、反対します。

■認定第 8 号 新松戸区画整理事業について

反対の最大の理由は、昨年同様、本市施行事業であるにもかかわらず事業進捗が殆ど外から見え、順調に推移しているかの判断材料に乏しい事です。

令和 5 年度では、当初想定していた仮換地は行われませんでした。これは、県からの土砂災害指定区域(いわゆるレッドゾーン)指定を受けた事による前年度の土地利用の見直しの影響で、当初バスが巡回できる計画だったものが突如、駅前広場が狭くなり、アクセスも一方通行になったりと利便性が大きく低下するものになりました。事業計画の変更のお知らせが令和 6 年 2 月、変更案の縦覧が 3 月では、当該年度内に仮換地がまとまるはずがありません。地権者へ大きな困惑を与えたことが要因であると容易に推測されます。

また、令和 5 年 4 月発行の「街づくりニュース」39 号には同年 5 月より仮換地指定等に向けた合意形成を目的とした現場事務所の設置が告知されています。そこには開設時間が毎週火曜と水曜の 9～16 時とされていますが、住民の方から、「行っても誰もいない」等の苦情を頂きました。市の「丁寧な説明」というのは、結局、市のペースでできる範囲に留まっているようです。

今回の決算委員会では、時間がかかっている仮換地の進捗状況について委員から問われるも、土地から土地の希望者、転居希望者、マンション希望者などの内訳は個人の財産に関わるという理由で、人数や構成比さえ一切示されず、更には審議会委員の改選を控えて現在の委員の居住実態を問われても、把握はしているが答えないという酷いありさまでした。別に名前や住所など、個人情報を知っているわけではありません。居住実態があるかないかの確認は、住民視点での市民の声が反映されているかを決める為、重要と考えます。仮に居住実態のない人が多い話し合いだとしたら、新松戸のまちづくりは地元住民の手から遠い所で行われていると言わざるを得ません。この点に言及もなく、不透明なままです。

また、3・4・18 号馬橋根木内線道路築造工事についても、工期延長との記載が本年 2 月発行の「街づくりニュース」43 号に書かれていました。このように、外から見える進捗や事業展開だけでも、様々なトラブルが散見されました。

そもそも R5 年度に仮換地をできなかったのは、かねてより懸念事項である‘住民合意’が不十分だったからです。

担当課は「合意が得られるよう努力する」と繰り返すばかりで、仮に全地権者が納得していなくても審議会にかける市の姿勢が浮き彫りになりました。不透明なまま、駒を進める市のやり方は前年度と変わらないようです。

以上の事から、本認定第 8 号に反対します。

■認定第 11 号 病院事業特別会計決算について

こちらも、昨年に引き続き、閉院に反対する東松戸病院の件をふまえて、反対いたします。

ご清聴、ありがとうございました。